



[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [組織・人事・給与](#) > [お知らせ](#) > 大阪市特別職の報酬等の状況 (平成28年6月19日時点)

大阪市特別職の報酬等の状況 (平成28年6月19日時点)

ページ番号 : 134935 2016年6月29日

市長 副市長 常勤監査委員 特別秘書

市長・副市長・常勤監査委員・特別秘書の給料等

区分		制度値	カット後	カット率	カット期間	
市長	給料月額	1,669,000	1,001,400	40%	在任中	
	期末手当	6月	3,955,530			2,373,318
		12月	4,255,950			2,553,570
		年間	8,211,480			4,926,888
	年収	28,239,480	16,943,688			
副市長	給料月額	1,096,000	942,560	14%	当分の間	
	期末手当	6月	2,597,520			2,233,867
		12月	2,794,800			2,403,528
		年間	5,392,320			4,637,395
	年収	18,544,320	15,948,115			
	退職手当	19,991,040 (48月、0.38)	9,995,520	50%	当分の間	
教育長	給料月額	907,000	816,300	10%	当分の間	
	期末手当	6月	2,149,590			1,934,631
		12月	2,312,850			2,081,565
		年間	4,462,440			4,016,196
	年収	15,346,440	13,811,796			
	退職手当	6,530,400 (36月、0.2)	3,265,200	50%	当分の間	
常勤の監査委員(代表)	給料月額	834,000	750,600	10%	当分の間	
	期末手当	6月	1,976,580			1,778,922
		12月	2,126,700			1,914,030
		年間	4,103,280			3,692,952
	年収	14,111,280	12,700,152			
	退職手当	7,445,952	3,722,976	50%	当分の間	

		(48月、0.186)			
常勤の 監査委員 (代表以外)	給料月額		708,000	637,200	10%
	期末手当	6月	1,677,960	1,510,164	
		12月	1,805,400	1,624,860	
		年間	3,483,360	3,135,024	
	年収		11,979,360	10,781,424	
	退職手当		6,321,024 (48月、0.186)	3,160,512	50%
特別 秘書	給料月額		393,000	347,805	11.5%
	期末手当	6月	892,601	789,950	
		12月	960,393	849,946	
		年間	1,852,994	1,639,896	
	年収		6,568,994	5,813,556	
	退職手当		481,032 (12月、0.102)	456,981	5%

- [特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）](#)、[市長の給料月額の特例に関する条例（平成27年大阪市条例第114号）](#)及び[特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）](#)をご参照ください。
- 退職手当の額は、在職期間を4年として試算しています。（特別職の秘書については、在職期間1年として試算）
- 市長の退職手当、市長・副市長・常勤の監査委員・特別秘書の地域手当については、平成27年12月19日以降廃止しております。

市会議員

市会議員の報酬等

区分		制度値	カット後	カット率	カット期間	
議長	報酬月額		1,080,000	950,000	12%	H28.4.1 ～H29.3.31
	期末手当	6月	2,462,400	2,462,400	0%	
		12月	2,656,800	2,656,800		
		年間	5,119,200	5,119,200		
	年収		18,079,200	16,519,200	—	
副議長	報酬月額		960,000	844,000	12%	
	期末手当	6月	2,188,800	2,188,800	0%	
		12月	2,361,600	2,361,600		
		年間	4,550,400	4,550,400		
	年収		16,070,400	14,678,400	—	
議員	報酬月額		880,000	774,000	12%	

期末 手当	6月	2,006,400	2,006,400	0%
	12月	2,164,800	2,164,800	
	年間	4,171,200	4,171,200	
年収		14,731,200	13,459,200	—
政務活動費		570,000	513,000	10%

- [大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）](#) 及び [大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）](#) をご参照ください。
- 常任委員長・常任副委員長の報酬等については、平成28年4月1日から一般議員と同額になります。

行政委員会委員等

非常勤の報酬

区分		報酬額 (月額)	カット後報酬 月額	カット率	カット期間	
教育委員会委員		35,100円	34,574円	1.5%	平成30年3月まで	
市選挙管理委員会	委員長	42,100円	41,469円	1.5%	平成30年3月まで	
	委員	35,100円	34,574円	1.5%	平成30年3月まで	
区選挙管理委員会	委員長	35,100円	34,574円	1.5%	平成30年3月まで	
	委員	29,300円	28,861円	1.5%	平成30年3月まで	
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた補充員		11,700円	11,525円	1.5%	平成30年3月まで	
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	委員	35,100円	34,574円	1.5%	平成30年3月まで
		代表監査委員	42,100円	41,469円	1.5%	平成30年3月まで
	市会議員のうちから選任された者	委員	11,700円	11,525円	1.5%	平成30年3月まで
人事委員会	委員長	42,100円	41,469円	1.5%	平成30年3月まで	
	委員	35,100円	34,574円	1.5%	平成30年3月まで	
農業委員会	会長	總會	42,100円	41,469円	1.5%	平成30年3月まで
		總會以外	4,200円	4,137円	1.5%	平成30年3月まで
	会長職務代理	總會	38,600円	38,021円	1.5%	平成30年3月まで
		總會以外	3,900円	3,842円	1.5%	平成30年3月まで

	委員	総会	35,100円	34,574円	1.5%	平成30年3月まで
		総会以外	3,500円	3,448円	1.5%	平成30年3月まで
固定資産評価審査委員会	委員長		26,000円	25,610円	1.5%	平成30年3月まで
	委員		20,300円	19,996円	1.5%	平成30年3月まで
投票所又は共通投票所の投票管理者			12,600円	—	—	—
期日前投票所の投票管理者			11,100円	—	—	—
開票管理者及び選挙長			10,600円	—	—	—
投票所又は共通投票所の投票立会人			10,700円	—	—	—
期日前投票所の投票立会人			9,500円	—	—	—
開票立会人及び選挙立会人			8,800円	—	—	—

- [非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）](#)及び[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第46号）](#)をご参照ください。
- 期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、投票管理者には965円、投票立会人には826円を支給します。

専門委員及び審議会委員等

専門委員（地方自治法174条）並びに執行機関の附属機関の構成員（地方公務員法第3条第3項第2号）の報酬

区分	報酬	カット後報酬	カット率	カット期間
関係地方公共団体との共通の行政課題又は市全体にわたる特に重要な政策に関する政策的な見地からの調査又は審議その他の極めて高度の専門的な知識経験及び特に優れた識見並びに多角的な考察力を必要とする業務に従事する職員（特別顧問）	時間 額：10,700円 (ただし、5時間を超えた場合は日 額：55,000円)	時間 額：10,540円 (ただし、5時間を超えた場合は日 額：54,175円)	1.5%	平成30年3月まで
関係地方公共団体との共通の行政課題又は市全体にわたる特に重要な施策に関する技術的又は専門的事項の調査又は審議その他の極めて高度の専門的な知識経験及び特に優れた識見を必要とする業務に従事する職員（特別参与）	時間 額：9,000円 (ただし、5時間を超えた場合は日 額：54,000円)	時間 額：8,865円 (ただし、5時間を超えた場合は日 額：53,190円)	1.5%	平成30年3月まで
市全体にわたる重要施策に関する審議その他の極めて高度の専門的な知識経験及び優れた識見を必要とする業務に従事する職員	日 額：24,500円	日 額：24,133円	1.5%	平成30年3月まで
特に高度の専門的な知識経験及び優れた識見を必要とする業務に従事する職員	日 額：19,500円	日 額：19,208円	1.5%	平成30年3月まで
高度の専門的な知識経験を必要とする業務に従事する職員	日 額：16,500円	日 額：16,253円	1.5%	平成30年3月まで

専門的な知識経験を必要とする業務に従事する職員	日 額：13,500 円	日 額：13,298 円	1.5%	平成30年3 月まで
-------------------------	--------------------	--------------------	------	---------------

- [非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）](#) 及び [非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例に関する規則（平成24年大阪市規則第58号）](#) をご参照ください。

関連ページ

大阪市特別職の報酬等の状況（平成28年6月19日時点）

[特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）](#)

[市長の給料月額の特例に関する条例（平成27年大阪市条例第114号）](#)

[特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）](#)

[大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）](#)

[大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第46号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例に関する規則（平成24年大阪市規則第58号）](#)

このページの作成者 問合せ先

大阪市 人事室 給与課給与グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：[06-6208-7527](tel:06-6208-7527)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)